#### ことら税公金サービスご利用規定

本利用規定(以下「本規定」といいます)は、「ことら税公金サービス」の利用条件等を定めるものです。本規定および京銀アプリご利用規定(以下「京銀アプリ規定」といいます)、京銀ダイレクトバンキングご利用規定(以下「DB規定」といいます)のほか、当行が別途定める各種関連規定等の内容を十分に理解・同意したうえでお客さまご自身の責任においてご利用ください。

#### 1. (ことら税公金サービス)

ことら税公金サービスとは、お客さまのインターネットに接続及び閲覧可能な端末(以下「スマートフォン等」といいます。)にダウンロードされた京銀アプリ(以下「本アプリ」といいます)を利用して、お客さまから特定徴収金(地方税法に規定する特定徴収金をいいます。以下同じです)の納付又は納入の委託(以下「納付委託」といいます)を受け、お客さまの指定する預金口座から引き落とした納付資金を地方税共同機構(以下「機構」といいます)に対して納付又は納入するサービスをいいます。

# 2. (対象利用者等)

- (1) ことら税公金サービスは、普通預金口座を保有する国内居住者である個人のお客さまのみが利用できるものとします。(個人事業主、法人のお客さまはご利用いただけません。)
- (2) ことら税公金サービスの1回あたりおよび1日あたりの利用限度額は、当行所定の金額とします。
- (3) ことら税公金サービスの利用にあたっては、当行所定の利用手数料(消費税等を含みます)をお支払いいただくことがあります。

## 3. (納付委託)

- (1)納付委託を行う場合は、次のとおり当行が定める方法及び操作手順に従ってください。 ①納付委託を行う場合は、本アプリを利用して、地方団体(都道府県、市町村及び特別 区をいいます。以下同じです。)が発行する納付書に印刷された地方税統一QR コー ドを読み取ってください。なお、読み取りの結果によっては、ことら税公金サービス を利用できない場合があります。
  - ②①に基づく QR コードの読み取りにより本アプリ上に納付情報が表示されますので、 当該納付情報に誤りがないかを事前に確認のうえ、出金口座を選択し、納付委託を行ってください。
- (2) 前項の納付情報及び委託内容に不備があったとしても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

## 4. (契約の成立)

- (1)納付委託契約は、当行がコンピュータ・システムにより委託を受け付けたときに成立 するものとします。ただし、お客さまの指定する預金口座から納付資金の引落しができ なかった場合は、当該納付委託契約は当然に解除されるものとします。
- (2) 前項により納付委託契約が成立した場合、当行は、当該納付委託を受けた内容を本アプリ上に表示するものとし、かかる本アプリ上の表示とは別に、当該納付委託を受けた内容の明細を記載した受付書等の書面の発行はいたしません。

#### 5. (機構への納付)

- (1) 当行は、納付委託契約に基づき、お客さまの指定する預金口座から引き落とした納付資金を機構が指定する日までに機構に納付し、又は納入します。
- (2) 当行が前項に基づく納付又は納入を行ったときは、前条第1項の納付委託契約が成立 した日に、当該納付委託に係る特定徴収金の納付又は納入がされたものとみなされま す。

# 6. (取引内容の照会等)

特定徴収金の納付情報の内容や納入手続の結果その他特定徴収金の納入等に関する照会については、納付先である地方団体に直接お問い合わせください。

#### 7. (契約成立後の取扱い)

納付委託契約が成立した後は、納付委託内容を変更すること又は納付委託を取り消すこと はできません。ただし、納付先である地方団体からの依頼に基づき取り消される場合は、こ の限りではありません。

## 8. (通知・照会の連絡先)

- (1) ことら税公金サービスについて当行がお客さまに通知又は照会をする場合は、お客さまの指定する預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項の場合において、連絡先の届出不備、誤入力又は電話の不通等によって通知・照会することができなくても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

## 9. (利用時間)

ことら税公金サービスの利用時間は、当行が定める利用時間内とします。ただし、機構の利用時間の変動等により、当行が定める利用時間内でも利用できない場合があります。

## 10. (免責規定等)

次の各号の事由によってことら税公金サービスの利用ができない場合であっても、これに よって生じた損害について、当行は責任を負いません。

- ①災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- ②当行又は金融機関若しくは資金移動業者の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線又はコンピュータ等に障害が生じたとき
- ③通信障害その他当行の責に帰すべき事由以外の理由により機構の管理するシステムが利用できない場合

# 11. (譲渡、質入れの禁止)

本規定に基づくお客さまの権利は、譲渡、質入れすることはできません。

# 12. (規定の準用)

本規定に定めのない事項については、関係する京銀アプリご利用規定、京銀ダイレクトバンキングご利用規定、各種預金規定等関係する各規定の定めにより取扱います。

本規定と他の規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。

## 13. (規定の変更)

本規定は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。

(2023年4月6日現在)